

高岡基発 0916 第 1 号
令和 8 年 9 月 16 日

建設業労働災害防止協会
富山県支部高岡分会
分会長 宮下 修 殿

高岡労働基準監督署長



令和 8 年 8 月の大雨による災害の復旧工事における労働災害防止等について（要請）

平素より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。このたびの令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興が実現されますことを心よりお祈り申し上げます。

今般、氷見市をはじめとして、高岡市及び射水市においては、広範囲において浸水や地山の崩壊等の甚大な被害が発生しています。

今後、道路等のインフラの復旧、地山の補強、がれきの処理や建築物の解体・改修工事等の災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、これらの作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念されます。

こうしたことから、貴会におかれましては、今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、貴会会員各位に対して、別添 1「周知文書（案）」や資料 1 乃至資料 5 の関連リーフレットを活用した災害復旧工事における労働災害防止対策について、周知徹底を図られますよう御協力をお願いします。

（添付）関連リーフレット

- ・資料 1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・資料 2 がれきの処理作業を行う際の注意事項～がれき処理作業を行う皆様へ～
- ・資料 3 がれきの処理作業を行う際の注意事項～事業者の皆様へ～
- ・資料 4 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（概要）
- ・資料 5 リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」

参考となるホームページのご案内

「自然災害からの復旧工事における労働災害防止対策について」（富山労働局 HP）

富山労働局 >
ニュース&トピックス >
労働局からのお知らせ >



高岡基発 0916 第 1 号の 1
令和 8 年 9 月 16 日

建設業労働災害防止協会
富山県支部高岡分会
会員事業場 殿

高岡労働基準監督署長
(公 印 省 略)

令和 8 年 8 月の大雨による災害の復旧工事における労働災害防止等について（要請）

このたびの令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興が実現されますことを心よりお祈り申し上げます。

今般、氷見市をはじめとして、高岡市及び射水市においては、広範囲において浸水や地山の崩壊等の甚大な被害が発生しています。

今後、道路等のインフラの復旧、地山の補強、がれきの処理や建築物の解体・改修工事等の災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、これらの作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念されます。

こうしたことから、別添リーフレットの内容をご確認いただき、今後のより一層の労働災害防止徹底を図るため、御協力いただきますようお願いいたします。

参考となるホームページのご案内

「自然災害からの復旧工事における労働災害防止対策について」（富山労働局 HP）

富山労働局 >
ニュース&トピックス >
労働局からのお知らせ >



災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

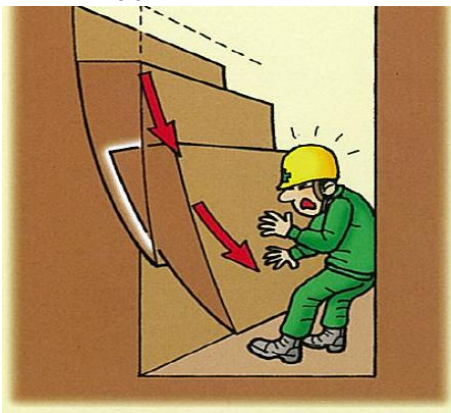


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

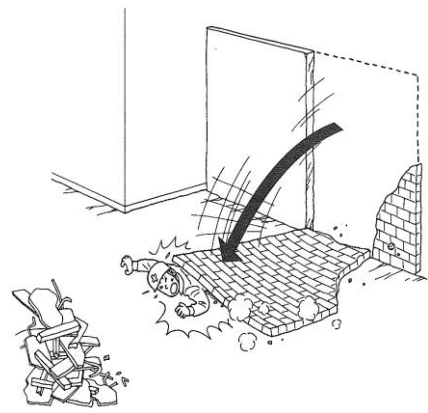
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)



がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震等により被災した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3頁目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴



踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。



3 作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
- ※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でP C Bが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
- ※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

正しくマスクを装着しましょう



がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いいたします。



使い捨て式防じんマスク



取替え式防じんマスク



電動ファン付き呼吸用保護具

※国家検定合格品を使用してください。

マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸収缶やフィルターが
付いていない

しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

- もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- ①マスクの位置を調節する
- ②しめひもの長さを調節する
- ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押つけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

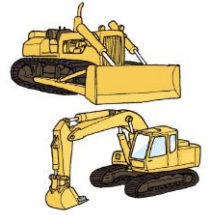


(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

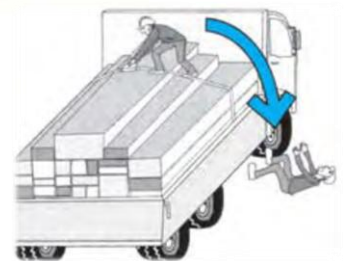
4 機械を使用する場合に注意すべき事項

- クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。
- ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
- 作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。



5 労働災害の事例

- がれきを素手で扱って、手を切った。
- がれきから出ていた釘を踏み抜いた。
- 崩れてきたがれきの下敷きになった。
- 錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。
- 重量物を一人で運び、腰を痛めた。
- トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。
- 作業中に、後退してきたトラックに衝突された。
- 作業中、パワーショベルのアームに激突された。



(2019.10)

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ 事業者の皆様へ ～

地震等により被災した建物などのがれきの処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにはばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの概要

<趣旨・目的>

- ①中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、十分な地質調査がなされておらず、施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明する場合がある。
- ②掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合がある。
- ③点検により斜面の状態を的確に把握すること、工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有することが重要。

<適用範囲>

中小規模（掘削高さが概ね1.5から10メートル）の斜面掘削工事における以下の作業

設計者：斜面の設計作業

施工者：手堀り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床堀型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

<斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期>

設計・施行段階の点検

設計時、施行計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業終了時

日常点検

毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後等

変状時の点検

日常点検表で変状を確認した場合

異常時対応シート

変状時点検表により変状の進行を確認した場合

<設計者、元方事業者、関係請負人の点検、安全性検討関係者会議等に関する主な実施事項>

<設計者>

- ①事前調査の実施
- ②点検者による設計時点検・確認者による確認
- ③①②を踏まえた詳細設計
- ④発注者からの参加要請を受けた場合の安全性検討者会議への参加

* 設計者とは、設計業務を外注した場合、当該設計業務を行う建設関連業者をいう。

<元方事業者>

- ①掘削作業箇所の調査
- ②点検者による日常点検・確認者による確認
- ③点検を踏まえた危険防止措置の実施
- ④施工計画書の作成・発注者への提出
- ⑤点検者による施工段階別点検・変状時点検・確認者による確認
- ⑥⑤を踏まえた斜面の状況に応じた措置の実施
- ⑦異常時対応シートの作成と発注者への報告

- 報告
- ⑧⑦の場合の安全性検討関係者会議の開催・発注者への参加要請
 - ⑨⑧の安全性検討関係者会議における斜面の状況に対応するためのハード対策等の検討
 - ⑩⑨でハード対策が決定された場合の施工計画書の変更・それに基づく工事の実施

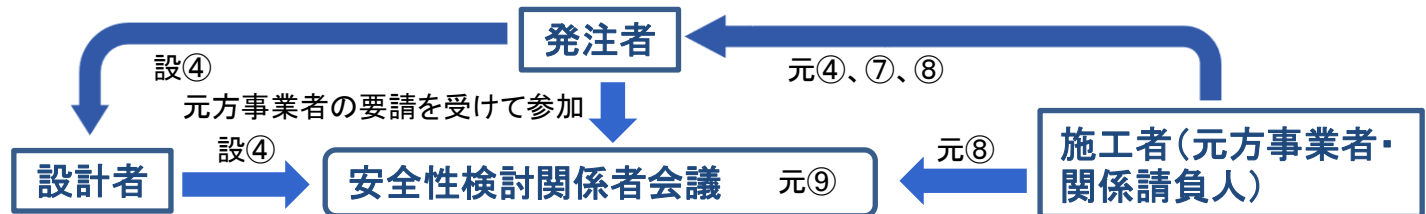
* 太字は法定事項

<関係請負人>

元方事業者と連携し、元方事業者に準じた実施事項の実施

上記実施事項の3者による連携と安全性検討関係者会議

凡例
設④：設計者の実施事項の④



ガイドラインに示した日常点検表

工事名		点検箇所		施工会社	
設計・施工段階別点検表で確認された現象の有無		無 ・ 有 （その現象＝			

- この日常点検表は、斜面の崩壊を予知し、労働災害を防止するために、斜面の変状をいち早く発見するために使用する。
- この日常点検表は、斜面掘削工事、切土部での擁壁工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中震以上の地震の後などに使用する。
- 点検の結果、該当する項目がある場合は、その項目に“○”をつけ、該当しない場合は“レ”又は“一”をつける。
- 点検の結果、いずれかの項目に“○”印がついた場合、「変状時点検表」を用いて変状の推移を確認し、必要な対応を行う。(⑩、⑪を除く。)

[illegible]

斜面の点検者に対する安全教育実施要領

- 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」により斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、斜面の点検者により適切な点検がなされ、発注者、設計者及び施工者間で情報が適切に共有されることが重要
- 点検者に十分な能力を付与するため、安全教育実施要領を策定

＜教育の対象者＞

- 設計者
- 施工者
 - ・ 元方事業者となる総合工事業者の現場担当者又は現場所長等
 - ・ 関係請負人等となる専門工事業者の職長、作業主任者又は監視担当者等
- 斜面の点検を行う調査者

＜教育の実施者＞

- 斜面掘削作業を行う工事の設計者、施工者、調査者
- 上記の者に代わって教育を実施する安全衛生団体等

＜教育の実施方法＞

- カリキュラム
 - ・ 斜面掘削工事での労働災害発生状況等(30分)
 - ・ 斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止(30分)
 - ・ 点検表の使い方、解説、記載例(90分)
 - ・ 点検結果に基づく措置(60分))
 - ・ 関係法令(30分)計4時間
- 講師
 - ・ 労働安全コンサルタントや地山の掘削等作業主任者として、掘削作業、上記カリキュラムに十分な知識と経験がある者
- その他
 - ・ 安全衛生団体等が実施する教育は1回の定員を概ね50人以内とすること

＜結果の保存＞

- 設計者、施工者等
 - ・ 実施要領に基づく教育を実施した場合はその旨を記録し、保管すること
- 安全衛生団体等
 - ・ 修了者に修了証を交付すること等により、本教育を終了したことを証明すること
 - ・ 教育の修了者名簿を作成し、保管すること

足場の設置が困難な屋根上作業での 墜落防止対策のポイント

「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

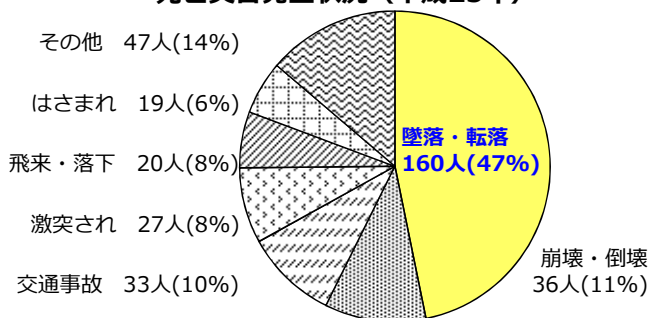
建設業の労働災害による死亡者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別にみると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所で見ると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせると、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

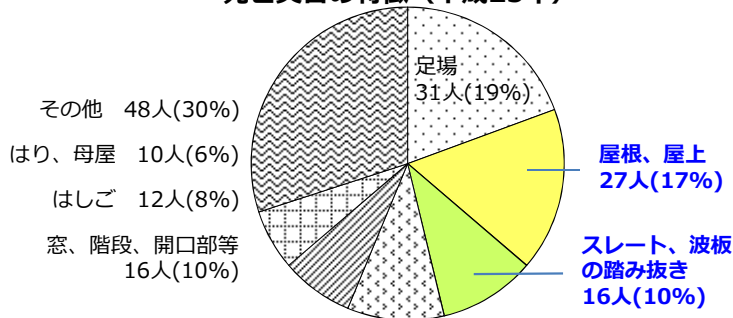
このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

このパンフレットは、**短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる**安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス型安全帯等の使用方法についてとりまとめたものです。

建設業における事故の型別
死亡災害発生状況（平成25年）



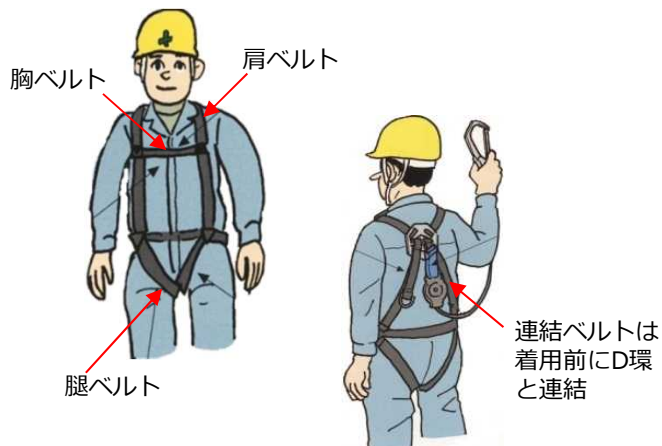
建設業における墜落による
死亡災害の特徴（平成25年）



適正な保護具を正しく装着しましょう

【ハーネス型安全帯】

ハーネス型安全帯は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。
なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。



【ランヤード】

ショックアブソーバ付きで、巻取機能があるものを使用する。



【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



【保護帽】

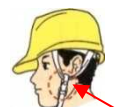
①まっすぐ深くかぶる。



②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。



③アゴひもは緩みがないようにしっかり締める。



屋根上での作業を始める前に墜落防止対策の要となる、一本目の垂直親綱（主綱）を設置します。主綱の設置方法の1つは、地上から操作棒を使うやり方です。この方法では、作業開始前（はしご昇降前）から作業終了時まで、作業者の地上への墜落阻止が期待できます。

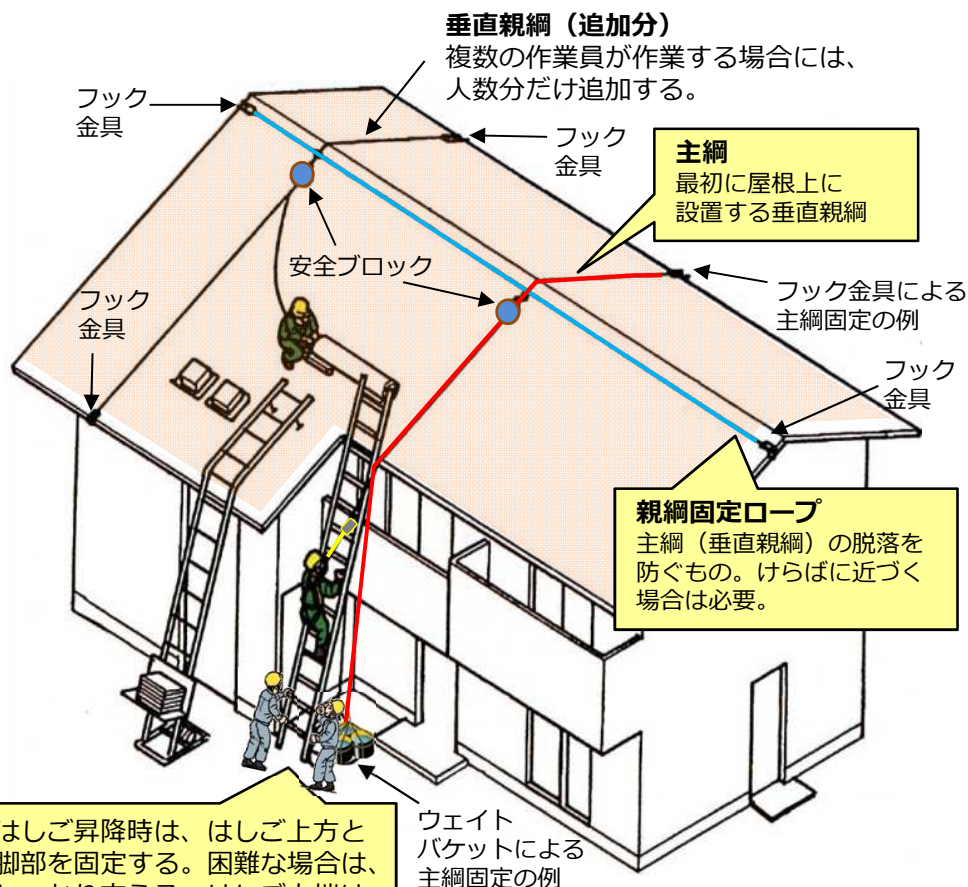
- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

【作業手順】

- ① 操作棒を使って、ガイドボール付きのパイロットラインを屋根上に通す。次に、強固な構造物やウェイトバケットなどに一端を固定した主綱をパイロットラインと仮固定する。
- ② パイロットラインと仮固定した主綱を手前側へ引き戻し、屋根上を通した主綱を強固な構造物・樹木などに固定する。
- ③ スライドを主綱に連結し、はしごを昇り屋根上に上がり、屋根棟付近で安全ブロックを主綱に連結する。
- ④ 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。



【操作棒を使った地上からの主綱設置の例】

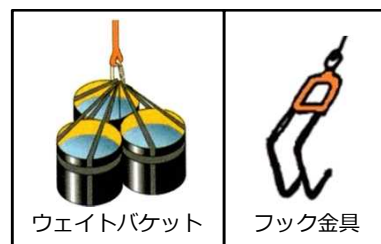


はしご昇降時は、はしご上方と脚部を固定する。困難な場合は、しっかり支える。はしご上端は60cm以上出し、脚部は平らで、めりこみのおそれのない状態にして使用する。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



<主綱固定器具の例>



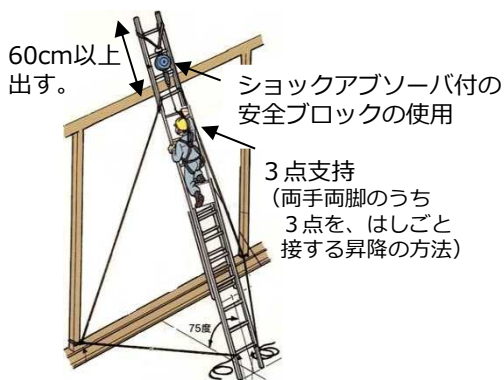
※ウェイトバケットの重量は、この親綱を利用する作業員の体重程度以上を目安とする。

主綱を設置する2つめの方法は、はしご上方と脚部の2点（左右を含めると合計4点）を堅固な構造物にロープで連結し、はしご上端にショックアブソーバ付き安全ブロックを取り付けた墜落防護機構を使うやり方です。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

【作業手順】

- 1** 地上で、はしご上方固定用のロープと安全ブロックを取り付ける。
次に、はしご上方と脚部をそれぞれ堅固な構造物に固定する。



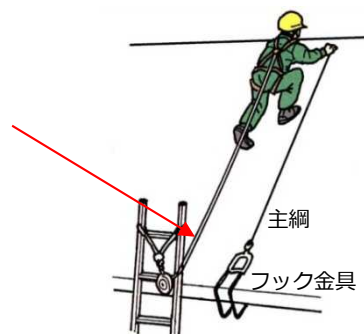
- ※はしごの固定は、はしごの中心から左右に1間以上の間隔を確保する。
- ※はしご上方は、その真下または建物側に引き寄せて固定する。

- 2** はしごを使って軒先に上がり、軒先の側面に主綱を付けたフック金具を取り付ける。



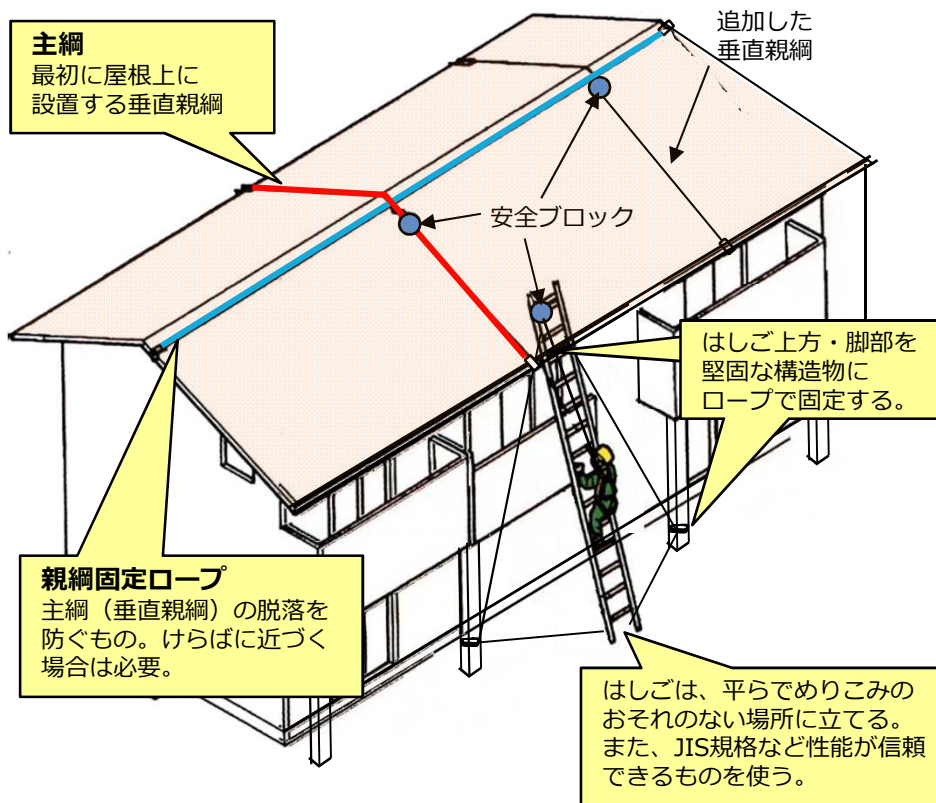
※はしごを中心として約1m程度の範囲内で作業を行う。

- 3** 安全ブロックのストラップをはしご支柱の外側を通して、すみやかに棟を超える。



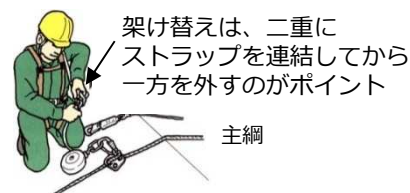
※はしごの踏み機は墜落阻止するための強度が不十分な場合があるので、落下時の荷重が踏み機ではなく、支柱に伝わるようにする。

【移動はしごを使った主綱設置の例】



- 4** 棟を超えたら、安全ブロックを主綱に取り付け、ストラップをD環に連結する。そのあとに、これまで使用していたストラップ（移動はしごに付けていたもの）を外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



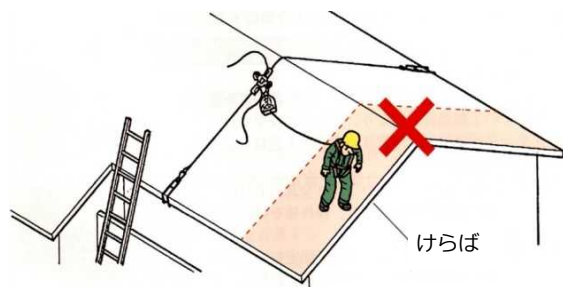
- 5** もう一方の軒先へフック金具を取り付け、たるみのないよう主綱を引き、固定する。



屋根上での安全な作業方法

屋根上で作業を行う際は、次の点に注意してください。

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱の水平移動を拘束する補強が必要です。

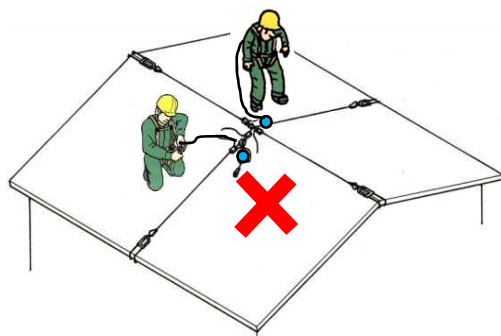


けらばには近づかない

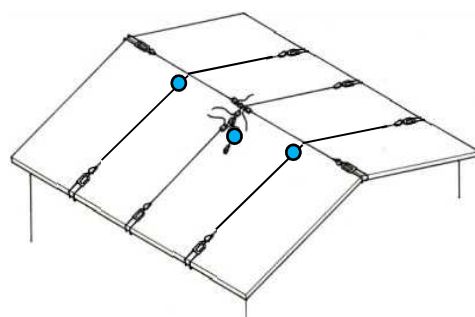


けらばに近づく場合は、
親綱固定ロープによる補強を行う

複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



1本の主綱（垂直親綱）に
複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

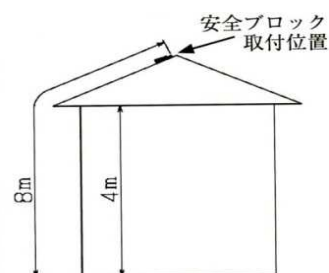


作業者数に応じて、
垂直親綱の増設を行う

軒先の高さが低い建物や安全ブロックの取付位置から地上までの距離が短い場合などは、ストラップの短い安全ブロックを使用するか、安全ブロックを取り付ける位置をよく検討する必要があります。

例えば、ストラップの長さが5.7mの通常の安全ブロックの場合、軒先の高さが4m以下の建物や安全ブロックの取付位置から地上までの延べ長さが8m以下の建物では、墜落防止時に地上に衝突する危険性があります。

このような場合は、小型の安全ブロック（ストラップ長3.5m）を使用するか、または安全ブロックを取り付ける位置を十分に検討するようにしてください。



詳細は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140526-1.html>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット一覧 > - 足場の設置が困難な屋根上作業 - 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル